改正後	改正前
（法第十五条第二項第一号の経済産業省令で定める者） **第四条の二**　法第十五条第二項第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法） **第五条の三**　［略］ （創立総会の議事録） **第四条の四**　［略］ （議員総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法） **第五条の三**　法第四十五条第五項の経済産業省令で定める方法は、第四条の三第二号に掲げる方法とする。 （準用） **第十一条**　第四条の三、第五条（第十一号及び第十二号を除く。）、第五条の二、第六条第一項、第七条（第五号を除く。）、第八条及び第九条の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第五条中「様式第五」とあるのは「様式第十一」と、「創立総会の会日の少くとも十五日前までに、法第二十四条第三項の規定に従つて、定款、事業計画および収支予算の概要を会議の日時、場所および議題とともに公告したことを証する書面」とあるのは「創立総会の会日の少くとも一箇月前までに、定款、事業計画および収支予算を会議の日時、場所および議題とともに会員たる資格を有する者に示したことを証する書面」と、第六条中「様式第六」とあるのは「様式第十二」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第七条中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第八条中「様式第七」とあるのは「様式第十三」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第九条中「様式第十」とあるのは「様式第十四」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、「法第六十二条第一項の決議」とあるのは「法第七十八条第二項において準用する法第六十二条第一項の決議」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］は注記である。	［新設］ （表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法） **第四条の二**　［略］ （創立総会の議事録） **第四条の三**　［略］ （議員総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法） **第五条の三**　法第四十五条第五項の経済産業省令で定める方法は、第四条の二第二号に掲げる方法とする。 （準用） **第十一条**　第四条の二、第五条（第十一号及び第十二号を除く。）、第五条の二、第六条第一項、第七条（第五号を除く。）、第八条及び第九条の規定は、日本商工会議所について準用する。この場合において、第五条中「様式第五」とあるのは「様式第十一」と、「創立総会の会日の少くとも十五日前までに、法第二十四条第三項の規定に従つて、定款、事業計画および収支予算の概要を会議の日時、場所および議題とともに公告したことを証する書面」とあるのは「創立総会の会日の少くとも一箇月前までに、定款、事業計画および収支予算を会議の日時、場所および議題とともに会員たる資格を有する者に示したことを証する書面」と、第六条中「様式第六」とあるのは「様式第十二」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第七条中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第八条中「様式第七」とあるのは「様式第十三」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、第九条中「様式第十」とあるのは「様式第十四」と、「議員総会」とあるのは「会員総会」と、「法第六十二条第一項の決議」とあるのは「法第七十八条第二項において準用する法第六十二条第一項の決議」と読み替えるものとする。

（航空機製造事業法施行規則の一部改正）

第二条　航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指名の欠格事由） **第三十九条**　次のいずれかに該当する航空工場検査員は、前条第一項の規定による指名を受けることができない。 一　精神の機能の障害により航空工場検査員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 二～四　［略］	（指名の欠格事由） **第三十九条**　次のいずれかに該当する航空工場検査員は、前条第一項の規定による指名を受けることができない。 一　成年被後見人又は被保佐人 二～四　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（商工会法施行規則の一部改正）

第三条　商工会法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十二条第二項第一号の経済産業省令で定める者） **第二条の二**　法第三十二条第二項第一号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **第二条の三・第二条の四**　［略］	［新設］ **第二条の二・第二条の三**　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正）

第四条　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の拒否） **第五条**　経済産業大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。 一　［略］	（登録の拒否） **第五条**　経済産業大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。 一　［略］